

令和7年度

県の施策及び予算に関する要望

令和6年11月29日

新潟県市長会

令和7年度 県の施策及び予算に関する要望

【 重点要望 】

目 次

1. 地方行財政の運営について……………	1
2. 原子力発電所に係る防災対策等について……………	1
3. 防災・危機管理対策等の充実強化について……………	2
4. 教育・文化施策等の推進について……………	3
5. 子ども・子育て支援施策の推進について……………	5
6. 地域医療・保健・福祉施策の充実について……………	5
7. 土木費予算の増額について……………	8
8. 都市基盤施策の充実強化について……………	9
9. 交通施策の充実強化について……………	10
10. 農業施策の推進について……………	12
11. 地域経済・観光産業の振興について……………	13

平素は、県市長会の取組と県内各市の施策推進につきまして、格別のご高配とご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に少子高齢化と人口減少が進む中、住民生活の安定や地域経済の向上を目指すため、各市においては、総合計画やビジョンに基づき、定住・交流人口の増加はもとより、県産品の販路拡大など、地域の実情に応じた施策を推進しているところです。

一方、エネルギー・原材料価格の高騰や行政需要の多様化など、今まで経験したことのない社会経済情勢に直面する中、各市ともそれぞれに創意工夫を凝らし懸命に取り組んでいるものの、個々の自治体や一地域だけでは、対応に限界があることも確かです。

また昨今、頻発化・激甚化する自然災害への対応など、防災・減災、インフラ整備はもとより、地域医療や公共交通など、解決に向けて同じ方向で歩む課題には、広域行政を担う県との協調のもと力強いご協力をいただきながら取組を進めていくことが必要となります。

県内各市が安定、充実した施策を行うことは、ひいては、新潟県全体の行政サービスの底上げや住民福祉の向上につながるものと期待するところです。

つきましては、地域の振興に取り組み、住民の安全・安心を最前線で守る県内各市の喫緊の課題について、本要望の内容を十分にご理解いただき、積極的かつ適切に県の施策及び令和7年度予算に反映していただきますよう、特段のご理解とご高配をお願い申し上げます。

令和6年11月29日

新潟県市長会長 二階堂



1 地方行財政の運営について

(1) 新潟県の行財政運営について

県単独事業及び投資的経費の見直しにあたっては、安易な廃止等を行わないよう、市町村の実情や意見等を十分に踏まえたうえで行うこと。

(2) 行政のデジタル化に関する施策の推進について

自治体DXを着実に推進していくため、庁内DXに対する支援制度を創設するとともに、交付税措置等の拡充を国に働きかけること。

また、標準準拠システム移行後の運用に係る財政支援制度の創設を働きかけること。

(3) 情報通信基盤の維持について

条件不利地域のテレビ難視聴の解消や原子力災害を含む災害時の情報伝達手段を確保するため、公設の情報通信設備の機器更新経費に対する財政支援を国に働きかけること。

2 原子力発電所に係る防災対策等について

(1) 実効性のある防災対策について

「市町村による原子力安全対策に関する研究会」の意見や能登半島地震の教訓等を踏まえ、豪雪等の複合災害時での屋内退避や避難経路の確保、病院・福祉施設等における要配慮者の避難先確保と避難計画の策定や避難路となる幹線道路の重点整備など、国と連携して広域避難に係る課題解決に取り組むとともに、原子力防災訓練を継続的に実施し、政府の地震調査研究推進本部の調査結果等を踏まえ、県の広域避難計画の実効性を高めること。

また、警察、消防、自衛隊などの実動組織と連携し、市町村の原子力防災対策を支援するとともに、原子力災害対策重点区域全域において、実効性ある原子力防災対策を講じることができるよう、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の拡充や自宅以外で屋内退避が一定期間継続可能な施設（シェルター）の設置などを国に強く働きかけること。

- (2) 技術委員会における柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認等について
「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」において、企業風土や安全文化を含めた原子力事業者としての適格性、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策や核物質防護措置の確認を行うこと。
また、技術委員会や能登半島地震を踏まえた防災対策検討会などにおける検討結果を県民や市町村に直接、分かりやすく説明すること。
- (3) 柏崎刈羽原子力発電所の安全の確保について
再稼働の如何にかかわらず、いかなる場合においても柏崎刈羽原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じること。
- (4) 原子力災害広域避難個別マニュアル等の実効性向上について
県の広域避難計画の原子力災害医療マニュアルを充実強化するとともに、避難退域時検査の実施体制の強化と追加検査場所候補地を決定すること。
また、安定ヨウ素剤の服用効果と事前配布の目的を住民に対し、丁寧に説明するとともに、配布率の向上を図ること。

3 防災・危機管理対策等の充実強化について

- (1) 治水対策の推進について
流下能力が低く、市街地及び農地等に甚大な浸水被害を与える恐れのある県管理河川について、整備のための予算を十分確保し、早期に改修事業を推進するとともに、河床掘削、除草や伐木など、適切な維持管理に努めること。
また、近年多発している豪雨災害を踏まえ、必要に応じて河川整備計画の見直しを行うこと。
- (2) 砂防事業の推進について
全国各地で発生している土砂災害等の教訓を踏まえ、農業生産基盤の保全や住民生活の安定を図るため、砂防事業予算を十分確保するとともに、引き続き、保全対象人家の戸数や要配慮者利用施設の配置状況等を確認し、重要度の高い未整備箇所の整備を推進すること。

(3) 防災対策への財政支援について

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域等における情報伝達機器の整備及び地震、津波、内水ハザードマップの更新又は作成に対して財政支援を講じること。

また、県管理河川における想定最大規模の浸水想定区域図を作成、公表すること。

(4) 災害時監視体制整備について

河川及び海岸における監視体制を強化するため、水位計やカメラ監視システムの整備を図るとともに、水位計データ等を利用したサイレン設備などの注意喚起システム等を整備すること。

(5) 大規模災害からの復旧・復興支援について

令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けた被災地の一日も早い復旧・復興に向け、引き続き、より一層の連携により被災者支援に取り組むこと。

(6) 野生鳥獣による人的被害防止対策の推進について

クマ等の野生鳥獣の住宅地付近への出没を抑制するため、藪刈り払い等地域環境整備支援事業の拡充を図るとともに、国の交付金を活用し、クマの捕獲等に係る支援を充実すること。

また、県管理の河川区域における藪の刈り払い及び雑木の伐採を直接、実施すること。

4 教育・文化施策等の推進について

(1) 学校給食への対応について

食育の推進や学校給食における食物アレルギーへの十分な対応を図るため、栄養教諭等の配置基準を見直し、各学校の必要性に応じた増員配置を行うこと。

また、自治体の財政力により子育て支援施策に差が生じることのないよう、学校給食無償化の検討・実施を国に働きかけること。

(2) 障がい児等の学習環境の充実について

市の財政状況に関わらず、県内の特別支援教育の水準を確保するため、特別な支援・配慮を要する児童生徒を支援する介助員等の配置に対する財政支援制度を創設すること。

(3) 通級指導教室の体制整備について

希望する児童生徒が発達障害通級指導教室に入級等できるよう、必要な通級指導教室を新增設すること。

また、担当教員について、児童生徒 13 人に教員 1 人を充てる算定基準を早期に実現するとともに、専門的知識や豊かな経験を有した担当教員を確保・育成するための体制を整備すること。

(4) 心のケア対策の充実について

児童生徒の心の悩みに寄り添い、学校での問題行動・不登校事案等に迅速かつ組織的に対応するため、加配教員やスクールソーシャルワーカーを増員するとともに、市単独で雇用するスクールソーシャルワーカーに対して財政支援を講じること。

(5) 教職員の労働環境改善について

教職員の多忙化解消や業務改善を図るため、スクール・サポート・スタッフ市町村支援事業について、全ての小中学校にスクール・サポート・スタッフが配置できるよう予算を拡充するとともに、補助要件の見直しを行うこと。

(6) 部活動の地域移行に係る財政支援について

休日の部活動の地域移行が円滑に進められるよう、県による財政的な支援策を講じるとともに、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の提言を踏まえ、地域移行に係る受け皿対策及び受益者負担への支援等について、国に働きかけること。

また、文化系部活動の地域移行に係る財政支援制度を創設すること。

(7) G I G Aスクール構想の推進について

G I G Aスクール構想の実現により整備した校内ネットワークや I C T機器の更新等の維持管理費及び I C T支援員配置に係る費用に対し、支援制度を創設すること。

(8) 埋蔵文化財の調査実施について

県営ほ場整備事業に伴う埋蔵文化財試掘確認調査については、同整備事業の実施主体である県の責任において当該調査を実施すること。

5 子ども・子育て支援施策の推進について

(1) 子ども医療費助成等交付金について

県と市町村が共に安心して子育てできる環境を整備し、社会全体で子育てを応援するため、子ども医療費の助成に係る医療費助成等交付金の交付年齢対象を拡大し、それに向けた予算の確保に努めること。

(2) 未満児保育事業の見直しについて

未満児の保育ニーズが高まる一方、保育士が不足する状況の中、引き続き、未満児保育の質を維持・向上させるため、未満児保育事業における看護師等の配置基準を緩和するなど、制度を拡充するとともに、公立保育園における未満児保育に対する補助制度を創設すること。

(3) 障がい児等保育事業の拡充について

県単障害児等保育事業について、加配の必要性を判断する者に臨床心理士や作業療法士を加えるとともに、公立・私立の区分なく補助基準単価を引上げること。

(4) 妊産婦及び不妊治療等に対する支援について

妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境を整えるため、妊産婦医療費助成制度を創設すること。

また、不妊・不育症治療費助成事業について、継続的かつ柔軟に活用できるように、事業内容等の見直しや予算の拡充を図るとともに、離島地域など、地理的要件を考慮した制度への見直しを図ること。

6 地域医療・保健・福祉施策の充実について

(1) 持続可能な地域医療体制の構築について

二次医療圏としての持続可能な医療提供体制を確保するため、公立・公的病院への更なる財政支援を講じるとともに、県内の地域医療の2大ネットワークとして県立病院と同等の役割を担うJA新潟厚生連に対し、緊急的な財政支援を国への働きかけを含め、講じること。

また、県立のいわゆる「へき地病院」について、引き続き、県立病院として運営を継続し、老朽化が著しい県立病院については、今後の医療提供体制を見据えた中で、改修を実施すること。

(2) 地域医療構想の実現について

地域の医療提供体制を確保する責任を有する県として、地域医療構想調整会議において、各地域の実情に沿った病床等の再編統合の議論を進めるとともに、同構想の下で求められる病院機能を実現するため、自治体病院等が取り組む施設整備等に対し、新潟県地域医療介護総合確保基金を活用した財政支援を講じること。

(3) 医師確保対策等の充実について

産科医等をはじめとする医師・看護師等の確保及び偏在是正に資する実効性ある対策と必要な財政支援措置を講じるとともに、身近な医療機関で安全に出産できるよう周産期医療体制の充実を図ること。

また、看護師等養成所が安定した事業運営を継続できるよう、看護師等養成所運営費補助金について、十分な予算を確保すること。

(4) 県央基幹病院に係る医療基盤整備について

県央基幹病院へのアクセス道路の整備を促進するとともに、地域のニーズと将来を見据え、県立吉田病院の早期改築について、指定管理者と早急に協議を進め、具体的かつ速やかに整備すること。

(5) 障がい者（児）歯科センターの整備について

障がい者（児）が、住み慣れた地域で歯科医療・口腔ケアを受けることができる環境整備を推進するため、「障がい者（児）歯科センター」の施設整備や運用体制の整備などについて、財政的支援をはじめとした必要な支援を講じること。

(6) 胃がん検診における体制整備について

県の胃がん検診ガイドラインを踏まえ、広域的な「胃内視鏡検診運営委員会」や「読影委員会」の設置、医師による二重読影体制の整備など、胃がん検診における内視鏡検査導入のための体制整備に取り組むこと。

また、胃がんリスク検診（ピロリ菌）を検診に追加するなど、多くの市町村で効果的な胃がん検診が実施できるよう支援すること。

(7) 介護保険制度の運営について

地域包括ケアシステムを実現し、安定した介護保険制度を運営するため、第9期新潟県高齢者保健福祉計画に基づき、県として実効性のある人材確保対策を講じるとともに、介護人材の確保・定着等に取り組む市町村と丁寧な情報共有し、技術的、財政的支援を講じること。

また、ICT技術を活用した介護現場の生産性向上の取組みに関して、必要となる予算を確保すること。

(8) 地域生活支援事業補助金の予算確保について

障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業及び相談支援事業について、市町村の超過負担等が生じないように、必要な財源の確保及び対象事業の拡充を国に働きかけること。

また、地域生活支援事業（県補助分）については、国の補助額に関わらず、市町村が当該事業に要した総額を基に算定すること。

(9) 精神障害者支援の充実について

重度心身障害者医療費助成制度について、精神障がい者の助成対象者を拡大するよう、制度の充実を図るとともに、必要な財源を確保すること。

(10) 児童・発達障がい者支援体制の充実について

児童虐待による一時保護等の緊急対応や相談が居住地の身近な場所で迅速に行えるよう、既存施設への移動に時間を要している地域に児童・障がい者相談センターを設置し、その地域に新たな施設が設置されるまでの間は、療育手帳の判定業務などを身近な施設で手続きができるよう、出張サービスなどの体制を整備すること。

また、県立病院等において、発達障がいの診断や発達支援に対応できる医療体制を整備すること。

(11) 軽・中等度難聴者への支援充実について

身体障害者手帳の交付対象外である軽・中等度難聴者に対して、補聴器購入助成制度を創設するとともに、現在、助成制度を導入している市町村に対し、更なる財政支援を講じること。

(12) 自殺予防対策事業について

地域自殺対策強化事業を継続するとともに、市町村への「いのちとこころの支援センター」等からの技術的支援や財政支援を継続すること。

また、県と市町村の役割を体系的に振り分け、効果的な自殺予防対策を講じるため、自殺未遂者・遺族支援、広範囲の啓発活動及びICT等を活用した24時間の相談体制について、県が主導で実施するそれらの支援体制等を整備すること。

(13) 民生委員活動への財政支援について

民生委員及び児童委員の活動しやすい環境づくりのため、民生委員・児童委員の増員及び活動費に係る財政支援を拡充するとともに、民生委員児童委員協議会に対する活動費負担金の請求に係る事務手続きを簡素化すること。

(14) 高齢者の社会参加への支援について

新潟県在宅福祉事業補助金における老人クラブ関係事業について、交付基準どおりの補助率で確実に交付できるよう、必要な予算額を確保すること。

(15) 高齢者施設の長寿命化対策について

高齢者施設の老朽化に伴う大規模修繕や設備更新を進めることができるよう、高齢者施設整備補助金及び介護基盤整備事業費補助金の予算を確保するとともに、補助対象を拡充すること。

7 土木費予算の増額について

日本海沿岸東北自動車道や大河津分水改修事業などの大規模プロジェクト事業に係る直轄事業については、県の社会資本整備の計画的な実施を妨げることのないよう、通常土木費とは別枠の予算で対応するとともに、早期にその整備効果が発現するよう、予算の大幅な増額を図ること。

8 都市基盤施策の充実強化について

(1) 県管理道路の整備促進と維持管理について

県管理道路の改良等を促進するとともに、道路及び橋梁等施設の修復・老朽化対策や道路除草など、適切な維持管理のための予算を十分に確保すること。

また、県道でのごみの不法投棄に対して、注意喚起を促す看板の設置や冬期間以外はチェーン着脱場を閉鎖するなど、必要な対策を講じること。

(2) 高規格道路等整備の推進について

大規模災害時における代替性の確保、救急医療体制の充実及び地域経済の活性化を図るため、地域高規格道路を早期に整備するとともに、国道など、幹線道路整備を促進すること。

(3) 離島内道路の整備促進について

離島である佐渡の生活環境の向上を図るとともに、世界文化遺産登録に伴い見込まれる道路利用者の安全安心を確保するため、島内の主要幹線道路の整備促進に係る予算を十分に確保すること。

(4) 海岸保全事業の推進等について

沿岸住民の安全・安心な生活や海岸景観の保全等のため、海岸保全施設を早急に整備し、海岸侵食対策を推進すること。

また、漂着物の回収・処理について、市町村の過度な負担とならないよう、適切な財政支援を講じるとともに、県管理海岸において大量に放置されている流木等を適正に処理すること。

(5) 除排雪作業費に対する財政支援について

冬期間の集落における安全・安心な生活を確保するため、冬期集落安全・安心確保対策事業の拡充を図るとともに、地域の自立・安全を支援する事業について、小型除雪機購入に係る補助限度額及び補助率の嵩上げなど、制度の拡充を図ること。

(6) 交通安全対策の強化について

高齢者や通学児童生徒などの歩行者の安全を確保するため、歩道の新設やバリアフリー化、歩道消雪パイプの整備を促進するとともに、地域住民から要望として多く寄せられている信号機、横断歩道の設置や道路標示の修繕などの交通安全施設の整備について、十分な予算措置を講じること。

また、県内全市町村を挙げて十分な取組ができるよう、県内自転車乗車用ヘルメット購入促進市町村補助金について、十分な予算を確保するとともに、補助対象者を全ての県民を対象とするよう制度の拡充を図ること。

(7) 冬期間の道路交通確保について

冬期間における安心安全な道路交通を確保するため、消雪パイプや県管理道路の吹払い柵未整備区間の整備を促進するとともに、歩道を含め、道路除雪に対する予算を十分確保すること。

(8) 空き家対策の推進について

適切な管理が行われていない空き家が、地域住民の生活環境等に深刻な影響を及ぼしていることから「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、特定空家等の除却や屋根雪等除雪に要する費用に対して、県の財政支援制度を早急に創設するとともに、市町村が行う空家等の対策についての相談窓口の開設など、必要な相談支援体制を構築すること。

また、ホテル等の大規模な空き建築物について、建築基準法上の特定行政庁である都道府県の役割として、必要な措置を積極的に講じること。

9 交通施策の充実強化について

(1) 生活バス路線の確保について

持続可能な生活交通を確保するため、生活交通確保対策事業において、補助要件である平均乗車密度や運行回数の要件緩和、運行回数の少ないコミュニティバスや市町村単独で運営するデマンド交通を対象とするなど制度を拡充するとともに、深刻化するバス運転手不足の改善を図ること。

また、地域の移動手段確保支援事業について、令和7年度以降も事業を継続するとともに、当該事業の支援を必要とする市町村が十分な支援を受けられるよう予算の増額を図ること。

(2) 県内都市間交通の充実について

通勤・通学・通院の利便性向上や観光振興・経済活動の活性化を図るため、県内高速バス路線対策費補助事業の拡充を図ること。

また、都市内交通の円滑な運用のため、交通管理及び交通政策面からの支援を講じること。

(3) 北陸新幹線等の利便性向上について

北陸新幹線「かがやき」の県内駅停車及び「あさま」「つるぎ」の県内駅までの延伸、ダイヤ見直しによる乗り換え回数の改善などについて、国・JR等に対して強く働きかけること。

(4) 羽越本線等の高速・安定運行について

日本海国土軸の形成に向けて、羽越本線及び白新線の高速化を促進するとともに、安全対策強化による安定運行に向けた具体的な検討を推進すること。

また、羽越新幹線の整備に必要な調査を早期に実施すること。

(5) 鉄道事業者に対する支援について

第三セクター鉄道会社が今後も地域鉄道として重要な役割を維持していくため、地域鉄道事業者に対する経営支援の拡充や持続可能な経営改善の検討を進めるとともに、国に追加支援を働きかけるなど、当該会社の維持・存続に必要な支援を講じること。

また、鉄道路線の利用促進・活性化に向けた取り組みに対し、引き続き、連携した取組を推進するとともに、必要な予算を確保すること。

(6) 新潟空港の機能強化とアクセスの充実について

インバウンドの回復やトキエア就航による空港利用の増加を見据え、新潟空港の機能強化を図るとともに、空港の更なる利用者増を図りながら、早期に軌道系アクセスの検討を行うこと。

また、今後予定されるトキエアによる佐渡便についても、就航に係る必要な支援を講じること。

(7) 港湾の機能強化について

県内港について、クルーズ船を含む大型船舶の受け入れ拡大とエネルギー国内供給拠点としての活用促進のため、航路浚渫、防波堤・岸壁整備等、港湾機能強化等を図るとともに、貨物取扱量の拡大等を図るため、国際海上物流に係るインセンティブ制度を充実すること。

また、洋上風力発電のメンテナンス港について、港湾施設の整備や機能強化に必要な支援を講じるとともに、関連企業への働きかけを行うこと。

10 農業施策の推進について

(1) 農業の持続的発展について

日本型直接支払制度交付金について、将来に向けて農業生産活動を持続させるため、要望事業量に見合う予算を確保し、早期の交付に努めるとともに、令和4年度からの制度見直しが行われた水田活用の直接支払交付金の運用に当たっては、生産者の声に耳を傾け、実態に即した制度の構築を国に働きかけること。

また、産地交付金について、米の需給調整や農業所得向上の取組を推進できるよう、必要な予算を確保するとともに、消費や販路の拡大対策を強化すること。

(2) 農業生産基盤整備の促進について

団体営土地改良事業について、当該事業における地方公共団体の負担割合の指針（ガイドライン）を早期に適用し、それに沿った負担割合への見直しを行うこと。

また、農業農村整備関連事業に係る予算を十分に確保し、農業生産基盤の整備を推進すること。

(3) 園芸農業の拡大促進について

園芸農業の拡大を促進するため、機械・施設導入に対する財政支援の拡充や園芸農業に取り組む農業者への支援体制を更に充実し、産地育成を強力に推進するとともに、県のトップセールスによる販路拡大を図ること。

(4) 農業生産資機材の高騰対策について

農業生産資材費の高止まりが続く中において、農産物の生産活動が継続できるよう十分な予算を確保すること。

(5) 渇水対策の推進について

猛暑による水稻への渇水被害対策として、農業用水の安定的な供給が図られるよう、中山間地域等の水源が乏しい地域での用水確保のための施設整備を推進すること。

11 地域経済・観光産業の振興について

(1) 企業誘致施策の充実について

新潟県内への企業誘致を推進するため、企業誘致に係る支援制度の継続・拡充や企業の動向に適した対応がとれるよう市町村と緊密な連携を図るとともに、産業用地を整備するための土地利用に関する調整を柔軟に対応すること。

また、新たな工業団地への企業立地を促進するため、工業用水道の給水区域を拡大すること。

(2) 観光産業の振興について

インバウンド誘客の拡大に向け、新潟県独自のキャンペーンなど、県内の回遊促進に向けた支援体制を強化するとともに、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録を契機とした新潟県全体の観光プロモーションを強化し、広域周遊ルートや体験プログラムの充実など、国内外から県全体への観光誘客拡大を促進する積極的な取組を講じること。

また、観光施策の有効性を高めるため、宿泊数や消費額及び観光客の属性等の定量的な情報の収集・分析を行うとともに、その基礎情報や分析結果を市町村に提供すること。

(3) 物価高騰等を踏まえた地域経済対策の充実強化について

長期化するエネルギー価格や原材料価格の高騰に鑑み、製造業をはじめ、様々な業種で影響を受ける事業者に対し、資金繰り改善に向けた支援制度の拡充等を図るとともに、価格転嫁が進まない小規模事業者に対する経営指導の強化等を図ること。

また、地域の実情に応じたきめ細やかな実効性ある対策を講じることができるよう、必要な支援を国に強く働きかけること。

(4) 電源立地地域等支援の改善について

原発立地自治体ではない原子力災害対策重点区域内の自治体においても、立地自治体と同様に公共施設等の整備などを講じる必要があることから、電源立地地域対策交付金等の交付対象地域の見直しを国に強く働きかけること。

